

市町村農業公社等就農研修支援事業実施要領

第1 目的

本県での就農を希望する者を県内外から確保し、これら新規就農希望者が栽培指導や農業経営研修等の就農研修を受講することに対して支援を行う市町村への助成を通じ、本県農業の担い手としてふさわしい人材として育成し、本県への定着を推進するものとする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、第3に定める要件を満たした研修機関において就農研修を受講する就農希望研修生（以下「研修生」という。）に対して支援を行う市町村とする。

第3 対象となる研修機関及び研修生の要件

本事業の対象となる研修機関及び研修生は別表に掲げる要件を全て満たすこととする。

第4 事業の内容

1 事業内容

県は、市町村農業公社及び農業協同組合（以下「市町村農業公社等」という。）が実施する就農研修の研修生に対して研修交付金の交付を行う市町村に対し、助成を行うものとする。

2 助成対象期間

第5の規定に基づき研修生ごとに作成し、承認を受けた研修実施計画書（様式第1号）に記載された研修開始日から12か月以内とする。

3 補助対象経費

市町村農業公社等研修の研修生に支払う研修交付金

4 助成額

1か月につき100,000円（上限）

第5 事業実施の手続き

1 研修実施計画の作成

市町村は、本事業による助成を受けようとする場合、研修を実施する市町村農業公社等と連携し、研修生ごとの研修実施計画書（様式第1号）を作成し、研修開始後2週間以内に県に提出するものとする。

また、研修内容に変更があった場合についても、同様とする。

2 研修実施計画の承認

知事は、研修実施計画書の提出があったときには、計画を審査し、適当と認めるときには研修実施計画承認通知（様式第2号）により市町村に通知するとともに、研修実施計画が適当と認められないときは、市町村に対して審査結果通知（様式第3号）により通知するものとする。

3 研修内容の記録等

(1) 研修生及び研修機関の研修責任者は、本研修期間中、研修内容について月別研修記録簿（様式第4号）に記録し、市町村の求めに応じてその写しを提出しなければならない。

(2) 市町村は、本研修の実施に要した経費について、市町村農業公社等研修交付金帳簿（様式第5号（以下「帳簿」という。））を作成しなければならない。

第6 補助金の返還等

県は、次に掲げる場合に該当するときは、補助金の全額若しくは一部を返還させ、又は補助金の全額若しくは一部を交付しないものとする。ただし、疾病や災害等やむを得ない事情として知事が認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- (3) 本要領に違反した場合
- (4) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合
- (5) 研修修了（研修を途中で中止した場合を含む。以下同じ。）後1年以内に、独立・自営就農（農業従事日数が年間150日以上のものに限る。以下同じ。）雇用就農（常勤（週35時間以上）の雇用契約を締結しているものに限る。以下同じ。）又は親元就農（経営主から専従者給与が支払われるものに限る。以下同じ。）しなかった場合。ただし、本研修修了後に引き続き就農に向けた別の研修を受講する場合、当該研修期間は研修修了後の経過期間に含めないものとする。
- (6) 第9の2の営農状況報告により、2年間、就農を継続していない場合。
- (7) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

第7 研修の中止・中断等

- (1) 市町村は、研修生が本研修を中止又は中断した場合は、速やかに県にその旨報告するものとする。
- (2) 研修生が本研修を中止又は中断した場合は、研修を終了した期間に応じて助成金を交付するものとし、助成金は提出された月別研修記録簿及び帳簿により算出するものとする。
- (3) 研修生の傷病等による一時中断については、2か月以内に研修を再開する場合は、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができるものとする。
- (4) 災害その他研修生の責めに帰さない事情により、2か月を超える休止が必要となった場合には、再開の可否及び休止日数分の延長の可否について、個別に判断するものとする。
- (5) 市町村は、研修生が別表に定める研修生の要件を満たさないことが判明した場合には、速やかに県にその旨報告するものとする。

第8 研修記録簿及び帳簿の写しの提出

市町村は、月別研修記録簿及び帳簿の各写しを、研修開始後4か月ごとに県に提出するとともに、帳簿に記載した研修交付金の支払いが確認できる書類を研修実施後5年間保存するものとする。

第9 研修修了後の報告

- 1 本研修における交付対象者は、研修修了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（様式第6号）を、市町村に提出する。
- 2 本研修における交付対象者は、研修修了後6年間、就農状況報告書（様式第7-1号～7-3号のいずれか）を1年毎に作成し、市町村に提出する。なお、経営開始資金を受給している者については、経営開始金の規定に基づき提出する就農状況報告の提出に代えることができる。
- 3 研修生は、研修修了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（様式第8号）を市町村に提出する。
- 4 市町村は、就農報告及び離農届の提出を受けたときは、その写しを県へ提出するものとする。また、その他交付対象者から提出のあった書類について、県から求めがあった場合にはその写しを提出するものとする。

第10 推進体制

地域の実情に即し、本事業の円滑かつ適正な推進を図るため、市町村農業公社等、農業協同組合、農業委員会、所管の地方農林事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）その他関係機関は、研修実施計画の作成支援及び実

施状況の確認並びに研修生の定着への助言・指導に努めるものとする。

第11 助成措置

県は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において補助するものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年12月26日に改正し、平成24年度事業から適用する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成24年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日に改正し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月17日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成25年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月18日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成26年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月12日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成27年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月18日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成28年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月29日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成29年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月22日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成30年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日に施行し、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、令和元年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月7日に施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月30日に施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月4日に施行し、令和4年度事業から適用する。

(別表)

研修機関の要件	研修生の要件
<p>本事業の対象となる研修機関は、次の要件をすべて満たす市町村農業公社及び農業協同組合（以下「市町村農業公社等」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新たに農業に就くことを希望する者に対し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行うことができること。2 研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、市町村農業公社等の研修責任者を明確にすること。3 鳥取県農業次世代人材投資資金（準備型）等研修機関認定要領に基づき、就農準備型等研修機関として知事の認定を受けていること。	<p>本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 就農意欲を有し、本事業での研修修了後県内就農する意思がある県内在住又は在住予定者とする。2 左記の研修機関との間で雇用契約を締結していないこと。3 左記の研修機関において、おおむね6か月以上の研修を受講すること。4 農業の経験がない、又は過去の農業就業期間及び研修期間が短い（本研修と同一の品目で3年未満）等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。5 就農が可能な健康状態であること。6 就農準備資金等、研修生に対する国の資金の受給資格がないこと。